

別府相続遺言支援協会プライバシー保護規程

平成25年5月29日

別府相続遺言支援協会

別府相続遺言支援協会は、依頼者さまほか個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）の重要性を認識し、個人情報の適切な保護を当所の社会的責務と考え、ここに別府相続遺言支援協会プライバシー保護規程（以下「本規程」という。）を定め、次の取組みを推進いたします。

（厳重な管理）

- 第1条 当協会では、業務上知り得た依頼者さまほかの氏名、住所、電話番号、メールアドレス、事案処理文書等の個人情報については、その管理を厳重にし、依頼者さまほかの了承をいただいた場合若しくは本人から開示の求めがあった場合等のほかは、原則として守秘義務を徹底してこれを保護するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、相互リンク等を通じて当協会の管理の及ばないかたちにより周知するところとなった場合は、この限りではありません。

（本人承諾による利用）

- 第2条 当協会は、不特定多数の方の便宜に供する目的で、依頼者さまほかからその開示について承諾をいただいたときは、当該利用目的の範囲内で、その個人情報を利用させていただきます。

（適切な安全管理措置）

- 第3条 当協会は、個人情報保護管理者を選任し、所内規程の遵守状況など、依頼者さまの個人情報の取扱いについて適切な管理・監督を徹底するとともに、情報漏洩防止に必要な措置を講じます。
- 2 第1条第2項の規定は、本条にも適用します。

（職員への個人情報管理の徹底）

- 第4条 当協会は、個人情報の安全管理に関する所内規程を定め、それらを職員に遵守させるとともに、必要に応じて教育研修を実施し、個人情報管理の重要性を普及徹底いたします。

（委託先の監督）

- 第5条 当協会が、その業務を第三者に委託して行う場合は、本指針の規定を委託先の職員に適用する旨を通知するとともに、依頼者さまほかの個人情報の漏洩等がないよう契約により義務づけるなど、適切な管理を実施します。

（個人情報の開示又は訂正等）

- 第6条 当協会は、依頼者さまほかから自己に関する個人情報の開示又は訂正等の請求があったときは、本人確認を行ったうえで、可能な限りこれに応じます。

(関連法令等の遵守)

第 7 条 当協会は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の規定その他の関係法令を遵守するとともに、本指針に基づいて取組みを適宜見直し、改善に努めます。

(お問合せ)

第 8 条 個人情報の取扱いに関するお問い合わせは、次の窓口よりご連絡下さい。

お問合せ先/ E-mail : tanabe_s@elf.coara.or.jp
別府相続遺言支援協会事務局 総務担当者あて

附則 この規定は、平成 2 5 年 5 月 2 9 日をもって公布・施行します。

附則 一部改正。平成 2 6 年 1 月 3 0 日をもって公布・施行します。